

令和4年度第1回尼崎市環境影響評価審議会 議事概要

日時：令和4年8月29日 午前9時から午前10時40分まで

場所：市役所本庁舎地下1階 南B1-1会議室（Web会議システムを併用）

出席者：審議会委員 10人（委員の一部についてはWeb会議システムを用いて出席）

事業者 7人

事務局 5人

傍聴者 なし

○開会

事務局：

本日は令和2年度に開催して以来、2年ぶりの開催となっており、会長・副会長が選任されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

- ・定足数の確認
- ・出席者（委員・事務局）の紹介
- ・局長あいさつ

○議事

議事1 会長・副会長の選出について

事務局：

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、1つ目の議事である「会長・副会長の選出について」です。

尼崎市環境影響評価審議会規則では、会長と副会長については互選で定めることとしております。委員の皆さま、ご意見等がありますでしょうか。

特にないようでしたら誠に僭越ではございますが、事務局からご提案させていただければと思います。

会長につきましては、環境影響評価制度全般についてご精通されております大久保委員に会長を、副会長につきましては技術的な視点から様々なご意見をいただいております市木委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員：

- 異議なし -

事務局：

それでは、会長を大久保委員に、副会長を市木委員にお願いしたいと思います。
また、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

議事2 尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（諮問）

会長：

皆さま、おはようございます。

2年ぶりの開催となりましたけれども、オンラインでの開催となっております。案件につきましても、前回に引き続き、尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価となっております。今回は準備書に関する審議となっております。

大変重要な案件ですので、慎重に審議をしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

まず、尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書について、諮問を受けることとなっておりますので、まずは諮問を受けたいと思います。

局長：

それでは、諮問をさせていただきます。

- 諮問文の読み上げ -

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長：

諮問をお受けするにあたって、何かご意見、ご質問はありますか。

これについては、特にご意見等はないと思いますので、諮問を受けたいと思います。

局長：

諮問をお受けいただき、誠にありがとうございます。

会長：

それでは、本案件の概要や審議の進め方等について事務局に説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局：

それでは、資料1と参考1に基づき説明をさせていただきます。

- 資料1・参考1に基づき説明 -

会長：

準備書の詳細につきましては、事業者の出席を求めていますので、説明を受けたいと思いますが、準備書に関する手続きの実施状況や今後の審議の進め方について、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

手続きとしましては、説明会は参加者はなく、意見の提出については意見の募集期間中ではありませんが、9月1日までとなっているため、終盤に差し掛かっており、今のところ意見の提出はないという状況となっております。

特に今の段階でご質問、ご意見がございませんでしたら、事業者から準備書の内容について説明を受けたいと思いますので、事業者に入室していただきます。

- 事業者 入室 -

事務局：

説明に入る前に、事業者側の出席者についてご紹介させていただきます。

・事業者側の出席者の紹介

それでは、事業者から説明をお願いいたします。

事業者：

- 資料5に基づき準備書の内容について説明 -

第1章～第5章、第6章・第7章については第5節（水質）に関する部分を説明

会長：

ありがとうございます。

先ほど、事務局から審議の進め方について説明がありましたが、本日は総論にあたる部分と個別項目については水質に関する部分について議論する予定となっております。

すべてを一度に議論するとわかりにくくなると思いますので、まずは総論にあたる部分である第1章から第5章までの内容についてご意見をいただければと思います。

実施計画書に関する意見への見解の内容については、個別項目に関する内容と併せて議論を行った方がよいこともあるかと思いますが、論点を明確にするために、現段階でご質問などがあればお願いします。

また、今回からご参加いただいている委員に置かれましては、わかりにくい部分の確認なども行っていただければと思います。

総論について、特になければ、個別項目である水質に関する議論に移りたいと思います。水質に関する説明について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

委員：

スライド45のところで、水質に関する説明があり、「工事排水の処理」については、水質汚濁防止法に準じた水質とするという説明は理解できますが、スライド38にある環境影響評価項目についての一覧表では、工事中の排水に関してはどこに該当しますでしょうか。

会長：

事業者から回答をお願いします。

事業者：

スライド38の一覧表は環境影響評価項目の選定結果を示したものとなっており、水質については調査・予測を行わず、環境保全措置を講じるという対応とする「保全措置項目」として取り扱うこととしています。

環境保全措置として、工事中の濁水の処理等はさせていただくということを考えております。

委員：

わかりました。

測定はするけれども、予測はしないということで理解はしました。水質汚濁防止法に準じた水質となっているかについては測定をするということは表中でも示されていればわかりやすくなると感じました。

会長：

ありがとうございます。

「保全措置項目」というのは、尼崎市に独特、特徴的な項目となっております、調査・予測は行わないけれども、環境保全措置は講じるといった対応をするものを表中では▲の記号で示しております。

工事中の水質については、水の濁り（SS）と有害物質、施設の供用時の水質については、すべての項目を保全措置項目として記載しているということになります。

こういったことを前提に環境保全措置が十分かどうかというところについても、ご意見をいただければと思います。

施設の解体・建築時には発生する湧水については、今後の説明となりますが、土壌汚染とも関連してくるもので、処理方法等については記載内容で問題ないかといったことをみていく必要があります。また、施設の稼働時の排水については、3つの項目で記載がありますが、この内容で問題ないか、ご質問、ご意見をいただければと思います。

このあたりについては、実施計画書でも土壌汚染と関連して議論となったところだと記憶しておりますが、いかがでしょうか。

副会長：

施設の稼働に伴う水質の影響としては「施設排水の処理」において、水質汚濁防止法、兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とすると記載がありますが、スライド 23 の水質に関する記載内容では、「施設からの排水については、高度処理技術の導入等適切な措置を講じるとともに、現有施設よりも排水の水質を改善し…」とあります。また、スライド 31 では「プラント排水については、排水水質濃度は水質汚濁防止法や兵庫県条例で定められた基準はもちろん、現有施設の基準以下とし…」とあるなど、文言に整合が図られていない状況となっております。

結局のところ何を基準にどれだけ改善するのが明確になるように文言は整理してもらいたいことと、現有施設よりも水質は改善するという理解でよいのかを確認できればと思います。

もう1つは、スライド 23 では「高度処理技術の導入等適切な措置を講じる」と記載していただいておりますが、スライド 45 の環境保全措置にその旨の内容が見受けられないため、記載しておくべきではないかと思えます。

会長：

ありがとうございます。

可能な限り環境影響を回避、低減していくための具体的な措置に関するご質問、ご意見だったかと思えます。

現在は準備書を要約した内容をスライドで示してもらっていますが、実際の準備書の内容も参照しながら、もう少し具体的に説明をしていただければと思えます。

事業者：

スライド 23 では高度処理に関する記述があるにも関わらず、スライド 45 などでは高度処理に関する記述がない状況となっておりますので、文言の見直しを行いたいと思えます。

また、水質については、瀬戸内海特別措置法に基づく許可施設となるため、現有施設の基準以下に届出値を設定していきたいと考えておりますので、このあたりについても文言を整理させていただきたいと考えております。

会長：

いかがでしょうか。

副会長：

結構かと思えます。

記載すべき事項については、記載していただければと思えます。何と比較してという部分については明確にいただければと思えます。

会長：

スライドの内容だけでなく、準備書自体にもこの件に関する具体的な記述が欠けているという状況かと思えますので、高度処理を行うことについては記載を検討するという点でよかったですでしょうか。

また、基準については、何と比べて下げるのかという部分についてもより明確な表現とするという理解でよかったですでしょうか。基準については、現在の記述では水質汚濁防止法と兵庫県条例の基準と比べてということになっていますが、先ほどの事業者の説明では瀬戸内海特別措置法についても触れて説明がありました。このあたりも含めて、確認ができればと思えます。

事業者：

承知いたしました。

スライド 45 では、瀬戸内海特別措置法については、「定期的な処理水の計測」に関する記述において『水質汚濁防止法「等」』の「等」に含めておりますが、このあたりがわかるような内容に修正したいと思えます。

会長：

その他のご質問、ご意見はありますか。

委員：

先ほど、土壌汚染についての話が少しあったかと思えます。これに関連して地下水の汚染や掘削時の排水処理についてお聞きします。

先ほどの説明では河川のふっ素、ほう素の環境基準を超えているということでしたが、事業予定地が埋立地ということであれば、地下水で海水由来のものが検出される可能性もあると思えます。地下水から基準値を超過したふっ素、ほう素が検出された場合の対応はどのように考えていますか。

会長：

事業者から回答をお願いします。

事業者：

ご質問につきましては、湧水において基準を超過した場合の対応ということですが、まずは原因究明を行うことになると思えます。

基本的には水処理は継続し、基準値以下とするということになり、排水処理で対応していくことになるかと考えております。水処理することが難しいということになってしまった場合には、一旦湧水の水質を踏まえまして、対応を検討するということになると思えます。

委員：

工事中の水質については地下水と関連させて、考えていくという理解でいいですか。

事業者：

そうですね。

湧水は地下から出てくるものとなりますので、その水質を踏まえて処理をしていくということになると思えます。

会長：

有害物質だけでなく、濁水も発生する可能性があり、スライド 45 では『仮設沈砂池「等」』となっており「等」の具体的な内容について説明は可能でしょうか。

事業者：

工事排水については、仮設の排水処理施設を設けて工事を行っていくことになるかと考

ております。

「等」の内容につきましては、pHの調整、凝集、その後さらにpHの調整を行い、砂濾過、または膜処理等となるが、排水の水質を考慮しながら最適な排水処理を行いたいと考えております。

会長：

排水処理については通常の処理ということになるかと思いますが、この他にいかがでしょうか。

特にご質問がなければ、私から確認したいと思いますが、現在は水質についてご質問、ご意見をいただいているところですが、排水量は現有施設よりも1/10以下にするということで、放流量を大幅に低減するという記述になっております。これについて具体的な方策はどのようなになっていますでしょうか。

事業者：

排水量を現有施設の約10分の1以下にするということですが、現有施設につきましては湿式の排ガス処理施設を設けておりますが、現在では乾式の排ガス処理施設であっても基準を満たせるということですので、新たな施設では乾式の排ガス処理施設を採用することで、排水量の大幅な低減を図ることとしています。

会長：

このあたりについては、実施計画書においても同様の質問があったかと思いますが、基本的には可能な限り環境影響を回避、低減できているかを確認するためには、可能な限りの環境保全措置が取られているかを確認する必要があります。環境影響を低減するという結論だけでなく、どのような手法で低減するかの情報がないと確認ができませんので、可能な限り記載をしていただければと思います。

評価結果が妥当かどうかについては、別途確認する必要がありますが、準備書で示されている自己評価についても何かあれば伺っておきたいと思います。

副会長：

排水量に少し関連することなのですが、排水としては施設からの排水の他に雨水がありますが、施設からの排水と同様の経路で公共用水域に排水されるのですか。雨水に関する排水量は施設からの排水量に比べると少ないという理解であっているかということについて確認できればと思います。

また、ごみピットなどについては屋根があって、雨水と接しない施設の構造となっていますか。もし、そのような構造になっていないとした場合には、どのように雨水処理が行われるのか確認できればと思います。

会長：

雨水に関連して2点質問がありました。

事業者から回答をお願いします。

事業者：

新たな施設につきましては、ごみピット等の雨水が接することで汚濁負荷が生じるような場合はすべて施設からの排水として処理することになります。ごみピット等につきましては、建屋内に設けることとしております。汚濁負荷の生じるような部分は建屋内とし、(汚濁負荷が生じない) 駐車場等については屋根のない場所になります。

また、雨水の排水系統は汚濁負荷のある排水系統からは分離されておりますので、雨水についてはそのまま排水路を経て運河に排水されることとなります。

副会長：

ありがとうございます。

結構です。

会長：

他にいかがでしょうか。

準備書は膨大な量がありますので、次回は他の項目について審議はいたしますけれども、水質に関する疑問が生じた場合には、追加でご意見をいただければと思います。

本日はご質問、ご意見がないということでしたら、審議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特に異議等はないようですので、本日の審議はこれで終えたいと思います。

事務局から事務連絡があればお願いします。

事務局：

- 事務連絡の説明 -

会長：

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終わりたいと思います。